

# 特記仕様書

- 1 事業番号 令和7年度 第1001-1号  
2 事業名 分収造林事業（木材生産）  
3 事業場所 高島市マキノ町在原  
事業地 No. 233 在原（東峰）：旧滋賀県造林公社  
No. 1409 在原（東峰）：旧びわ湖造林公社  
4 事業期間 自 契約締結日の翌日  
至 令和8年1月30日

第1条 本事業の実施にあたっては、「分収造林事業等共通仕様書」および「滋賀県造林公社森林作業道開設共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）によるものとする。

第2条 共通仕様書に対する特記事項は次のとおりとする。

## 記

### 1 事業内容

選木、伐倒、造材、集材、搬出、運搬、素材積込、素材管理（寸検、仕分け）、および搬出に必要となる森林作業道開設。

施業区域面積：13.00ha

間伐方法：定性間伐 伐採率：25%以上（本数率）

※伐採率には、劣勢木、被害木、および作業道開設による伐採を含む。

搬出材積量：780m<sup>3</sup>（AB材のみ）

作業道開設延長：2,400m

### 2 森林作業道の路網密度について

今年度事業地内の森林作業道の路網密度はhaあたり200m以内とする。

ただし、路網密度がhaあたり200mを超し250m以内となる場合は、伐採率が材積率35%以内であることを証明するため、標準地プロット内で伐採前、伐採後の材積を計算し提出すること。

### 3 選木・造材について

共通仕様書参考図書（以下、参考図書）に基づき流通に応じた選木・造材を行うこと。

### 4 搬出木材の取扱いについて

- ① 本事業地は旧滋賀県造林公社と旧びわ湖造林公社の2つが含まれるため、搬出木材は旧公社別に扱いを分けること。
- ② 伐倒木に設置されている獣害防除テープについては、伐倒前に除去し、できる限

り搬出木材に付着させないこと。また、除去したテープは適切に処理すること。

③搬出材積について、適切な管理の下で逐次把握し、監督員に報告すること。

やむを得ず契約数量を超える搬出材（以下「余剰材」という。）がある場合、契約数量の5%までは、契約変更の対象としない。5%を超える余剰材がある場合は、別途契約することを検討する。

## 5 出来形管理について

施業範囲について出来形測量を行い、施業面積を算出すること。

また、標準地プロットを設置し、施業本数および伐採率を確認すること。

標準地プロットの設置個所等については監督職員と協議うえ決定すること。

## 6 集積場（中間土場）について

中間土場は高島市マキノ町在原字ウコ谷847番2の広場を想定している。

なお、使用に関しては土地管理者および監督職員の指示に従うとともに、事業完了時には原形復旧し、監督職員の確認を受けること。

## 7 事業地境界について

事業地外周および所有者境界、存置林との境界は杭で明示されているので、これに留意して施業すること。

なお、境界杭が紛失（不明）している等の理由により境界が不明瞭な場合は、公社が示す測量結果で境界を復元すること。また、施業上やむを得ず境界杭を移動させた場合等は施業完了後に杭の復元を行うこと。

## 8 車両の通行について

通勤、木材搬出にあたっては集落内通行車や農耕車に対して十分配慮すること。また、運搬車両のタイヤに付着した泥により経過道を汚すことのないように留意すること。

## 9 残存木の保護について

作業時には残存木に傷をつけないよう注意し、必要に応じて養生等を行い対処すること。立木に損傷を与えた場合は、公社の算定する賠償額を公社に支払うこと。

## 10 落石等の防止について

作業時の落石および土砂の流出、河川の汚濁については、十分に留意し、必要に応じて防止措置を講じること。

## 11 既設構造物の取扱について

作業道作設および木材の伐採時は、既設構造物を破損させないように十分留意し、必要に応じて措置を講じること。

## 12 関係書類の提出について

別紙「チェックリスト」および「社会保険等加入実態表」を事業実施後もしくは監督職員の指示により提出すること。

また、社会保険等加入状況の実績に合わせ、社会保険料率を変更するものとし、  
契約変更の対象とする。

#### 13 許認可について

当事業地にかかる法規制の状況は、下記のとおりである。間伐面積および作業道延長の増加が見込まれる場合は、必ず、施工前に監督職員と協議すること。

その他、法令を遵守して作業を行うこと。

保安林	該当なし
自然公園	該当なし
砂防指定地	あり
文化財	該当なし

#### 14 その他

事業実施にあたり疑義が生じた場合は監督職員に報告を行い、その対応については協議の上決定するものとする。

## 「森林環境保全整備事業における管理・監督」チェックリスト

1.	事業地名	分収造林事業（木材生産）	作業種名
2.	履行期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	
3.	事業主体		管理・監督者名

番号	項目	細別	確認項目	チェックリスト一覧表 (チェックの目安)	チェック						備考
					着手前	施工中					
①	1 管理・ 監督・ 施工 体制	I 全般	台帳 体系図	管理・監督・施工体制を明らかにした台帳、体系図を着手前に整備した。	<input type="checkbox"/>						必須 班別作業員名簿
		II 施工 体制	連絡体制	緊急指示等に対する連絡体制を着手前に確立した。	<input type="checkbox"/>						必須 緊急連絡表
		III 施工 体制	現場状況 把握	作業環境、気象、地質条件等の現場状況の把握に努めた。	<input type="checkbox"/>	必須 作業員代表者が作業日報を管理者に提出					
④	2 施工 状況	I 対外 関係	官公庁等 調整	施工にあたり、関係官公庁等の関係機関と調整し、トラブル防止に努めた。	<input type="checkbox"/>						
		II 施工 管理	地元調整	施工にあたり、地元との適切な調整を行った。	<input type="checkbox"/>						
		III 工程 管理	苦情処理	苦情に対して的確に対応した。		<input type="checkbox"/>					
		IV 安全 対策	関連作業 調整	関連作業との調整を行い、関連作業を含む作業全体の円滑な進捗に寄与した。	<input type="checkbox"/>						
⑧	3 施工 方法	I 施工 方法	段階確認	着手前に段階確認の時期を定め、適切に実施した。	<input type="checkbox"/>						
		II 施工 方法	作業分担	着手前に作業分担と責任の範囲を書面で定めた。	<input type="checkbox"/>						
		III 工程 管理	施工状況	施工状況の確認を行い、記録を整備した。		<input type="checkbox"/>					
		IV 安全 対策	出来高 管理	出来高管理を適時、的確に行った。		<input type="checkbox"/>					
⑫	4 施工 方法	I 施工 方法	フォロー アップ	フォローアップ等を実施し、工程の管理を行った。		<input type="checkbox"/>					
		II 施工 方法	休日確認	休日が確保されていることの確認を行った。		<input type="checkbox"/>					
		III 工程 管理	協議会	災害防止（施工安全）協議会等を設置し、1回／月以上活動し、記録を整備した。		<input type="checkbox"/>					
		IV 安全 対策	パトロール	店舗パトロールを1回／月以上実施し、記録を整備した。		<input type="checkbox"/>					
⑯	5 施工 方法	I 施工 方法	改善 指導	パトロールで指摘を受けた事項について速やかに改善を図り、かつ関係者を指導した。		<input type="checkbox"/>					
		II 施工 方法	安全教育 訓練等	安全教育・訓練等を4時間／月以上適時、的確に実施し、記録を整備した。		<input type="checkbox"/>					
		III 工程 管理	ミーティング	安全巡視、TBM、KY等を実施し、記録を整備した。		<input type="checkbox"/>					
		IV 安全 対策	点検 整備	使用機械、車両等の点検整備等がなされ、管理した。		<input type="checkbox"/>					

1) このチェックリストは、管理・監督を適切に実施したかを管理・監督者が記入する。

2) チェック欄では、書類等に明確に記録されている場合について、記録した月日、およびその内容がOKであれば□にレマークを記入する。

3) ①～③は確認項目ごとに1箇所以上、④～⑯は細別ごとに1箇所以上のレマークがある場合に実質的な管理・監督とみなす。

# 社会保険等加入実態表

- ① 申 請 番 号 :  
② 申 請 年 月 日 :  
③ 事 業 名 :  
④ 施 行 地 番 号 :  
⑤ 事 業 実 施 期 間 :

注1 個々の加入実態が把握できる証拠書類の写しを提出すること。

2 直営・請負の別は、第2の(2)および(3)による。

3 備考には、請負先等を記入する。

## 滋賀県森林作業道作設チェックリスト

申請日： 年 月 日 事業主体：

開設する者（重機オペレータ）： 確認者：

森林の所在地：

施工延長：

区分	チェック項目	開設者	確認者
路線計画	<p>①森林作業道は、林業の持続的発展と、森林の多面的機能の持続的発揮に寄与するものであることを意識し、滋賀県森林作業道作設指針を理解のうえ作設する。</p> <p>②路体は堅固に締め固めた土構造を基本とする。</p> <p>③地形に沿った屈曲線形、排水を考慮した波形勾配とする。</p> <p>④林道や公道との接続地点、地形を考慮した接続方法を適切に決定する。</p> <p>⑤作設箇所は原則として 35° 未満を目安とし、人家、施設、水源地などの保全対象がない箇所を基本とし、特に保全対象に直接被害を与える箇所や土砂災害警戒区域は避け迂回方法を適切に決定する。</p> <p>⑥急傾斜地の 0 次谷を含む谷地形や破碎帯などを通過しなければならない場合は、区間を極力短くする。</p> <p>⑦ 溪流沿いからは離し、濁水や土砂が溪流へ直接、流入しないようする。</p> <p>⑧作設箇所について、やむを得ず 35° 以上の箇所、保全対象が周囲に存在する箇所、土砂災害警戒区域、一般的に崩壊しやすい箇所又は溪流沿いを通過する箇所は適切な構造物を設置する。これによりがたい場合は簡易架線集材との組み合わせにより施業する。</p> <p>⑨森林施業の効率化の観点だけでなく潰れ地となる小規模森林所有者にも配慮する。</p> <p>⑩環境への影響に配慮した必要最低限の路網密度となるよう配置する。</p> <p>⑪造材、積込み作業等を安全かつ効率的に行うための空間を適切に配置する。</p> <p>⑫希少な野生生物等が確認された場合は、路線計画や作業時期の変更等を検討・実施する。</p> <p>⑬事前計画チェックリストにて確認した許認可等について、全て手続き済みである。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	幅員	<p>①幅員は3m以下を基本とし、傾斜35度以上においては2.5m以下を基本とする。</p> <p>②必要に応じ、林地保護のため安全性を配慮しつつ、2.0m程度の幅員を検討する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	縦断勾配	<p>①集材作業を行う車両が、木材を積載し安全に上り走行・下り走行ができるなどを基本とする。</p> <p>②集材作業を行う車両の自重、木材積載時の荷重バランス、エンジン出力等のほか、路面の固さ、土質による滑りやすさ、急勾配ほど路面浸食が起きやすくなること等を考慮する。</p> <p>③現地条件が良い場合は概ね18%（10°）以下とし、やむを得ない場合は短区間に限り概ね25%（14°）とする。マサ土においては特に雨水浸食が発生しやすいことからこれより緩い勾配とする。</p> <p>④安全確保の観点から、急勾配区間と曲線部の組み合わせを避ける。やむを得ない場合は、曲線部を拡幅するなど通行の安全を確保する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施工	排水施設	<p>①路面水がまとまった流量とならない間隔で排水施設を設置する。</p> <p>②横断排水先の流末が不安定な地質や地形である場合は、側溝等により下流へ導水する。</p> <p>③排水溝は、維持管理を考慮し原則として開きよとする。</p> <p>④小溪流を横断する場合は、原則として洗い越し施工とする。</p> <p>⑤丸太やゴム板による横断排水施設は、車両の荷重により潰れたり、車両が滑りやすくなるため、急勾配やカーブ途中には設置しない。</p> <p>⑥コンクリート路面工等を設ける場合は、侵食防止等の観点から地山とコンクリート路面工の境界に沿って横断排水施設を設置する。</p> <p>⑦横断排水施設の排水先には水たたきを設置し、路体の決壊を防止する。</p> <p>⑧排水はカーブ上部の入口部分で行い、曲線部への雨水の流入と予期しない盛土への流下を避ける。</p> <p>⑨転落事故防止のため、降坂区間やカーブで谷側を低くしない。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
切土・盛土		<p>①土質に応じた施工方法により実施する。</p> <p>②幅員や土場等は必要最小限とし、残土処理を発生しないようにする。</p> <p>③残土は、盛土規制法等に則して適切に処分する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

切 土	<p>①ヘアピンカーブの入り口など局所的に 1.5m を超える場合を除き、切土高は 1.5m 程度以内を基本とし、高い切土が連続しないよう施工する。</p> <p>②近傍の類似土質の現場において直切のり面が安定している場合は、直切りを可能とする。</p> <p>③近傍の類似土質の現場において直切のり面が安定していない場合は、切土勾配は土砂の場合は 6 分、岩石の場合が 3 分を基本として施工する。</p> <p>④2 m を超える切土高が連続したり、5 m を超えるような切土高が発生する場合は、線形に問題があるため線形の見直しも含め検討する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
施工	<p>①複数層に区分し、各層 30 cm 程度の厚さとなるよう十分に締め固める。</p> <p>②盛土のり面勾配は、概ね 1 割(45 度)より緩い勾配とする。</p> <p>③やむを得ず開設する急傾斜地では、盛土高を抑えながら堅固な路体を構築するため、法止めとして丸太組工等の設置を検討する。</p> <p>④ヘアピンカーブでは、路面高と路線配置を精査し、盛土箇所を谷側に張り出す場合には、締固めを繰り返し行ったり、構造物を設けたりするなどして、路体に十分な強度を持たせる。</p> <p>⑤沢、湧水箇所、地表水の局所的な流入箇所は、盛土を避け土場は設置しない。やむを得ない場合は排水施設を設置する。</p> <p>⑥盛土の土量が不足する場合は、当該盛土の前後の路床高の調整など縦方向での土量調整を行う。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
曲 線 部	林業機械が安全に走行できるよう、内輪差や下り旋回時のふくらみを考慮した曲線部の拡幅を行う。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
構 造 物 等	<p>①構造物は、現地条件に応じた規格・構造とする。</p> <p>②軟弱地盤を通過する際は、水抜き処理、側溝の設置等を検討する。</p> <p>③森林作業道の作設に不向きな黒ぼくや粘土質のロームなどの箇所を通過する場合は、必要な路面支持力を得るために碎石を施すなどの対策を検討する。</p> <p>④火山灰土など一度掘り起こすと締め固めが効かない土質の箇所で掘削を行う場合は、火山灰土などの深さに応じて、剥ぎ取ったり深層と混ぜ合わせたり等の工夫をする。</p> <p>⑤2 t 積トラックなど設置圧の高い車両が走行する場合には、荷重を分散させるため丸太組による路肩補強工を検討する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

	伐開	<p>①斜面の方向や気象条件を考慮し、必要最小限の幅とする。</p> <p>②幅は、土質条件や風衝、雪の匍行を考慮して決定する。</p> <p>③路線谷側沿いの立木は、できるだけ残す。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	周辺環境への配慮	人家、道路等の保全対象が周囲にある場合は作設しない。やむを得ず作設する場合は、土砂が流出したり、土石が周辺に転落したりしないよう、必要な対策をとる。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	管理	<p>①一般車両の侵入を禁止するなどの適正な管理を行う。</p> <p>②森林作業道の管理主体を明確にし、造林作業道等台帳に登載する。</p>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

## 別記様式 14（別表 1 のナ関係）

## 環境負荷低減チェックシート（造林関係）

事業者名	
記入者 役職・氏名	
業種 (○を付ける。複数選択可)	素材生産／造林・保育／その他（ ）
記入日	令和 年 月 日

具体的な事項		チェック欄
1 適切な薬剤等の使用		/
	農薬等の薬剤の適切な使用に努める。	
2 エネルギーの節減		/
	省エネを意識し、不必要・非効率なエネルギー消費をしないよう努める。	
3 害虫の発生防止		/
	害虫の発生防止・低減に努める。	/
4 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分		/
	廃棄物の削減に努め、適正に処理する。	
4- 生物多様性への悪影響の防止		/
4-(1) 生物多様性に配慮した事業実施（物資調達、施業等）に努める。		
4-(2) 下流域への土砂流出等による水質汚濁防止に努める。		
5- 環境関係法令の遵守等		/
5-(1) 森林法及び労働安全衛生法をはじめ関係法令を遵守する。		
5-(2) みどりの食料システム戦略の趣旨の理解に努める。		
5-(3) 林業機械等の装置・車両の適切な整備と管理の実施に努める。		
5-(4) 正しい知識に基づく作業安全に努める。		